

会の運営に要する費用といたしましては、十六万三千七百六十円入つております。それから身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用といたしましては、三百三十二万四千五百七十二円、身体障害者更生相談所の設置に要する費用といたしましては、百六十九万九千二百円、これらの基礎財政需要を計算する場合には、これより多く見込んでおきます。この通り行くというわけではございません。これより多く見込んでおきます。この通り行くというわけではございません。この通り行くというわけではございません。

ますとその通りでございますが、いろいろ事情がございます。今後そういうことになったのでありますが、今後そういうことの起らないように十分注意をいたしたいと思ひます。

○湯山勇君 一応今の御説明で実質的にはわかつたような感じがするのですけれども、それは交付税交付金に入つておるといふのは二十九年度の話であつて、二十八年度においては、地方財政法の十條によりまして、措置されていなくとも、それから今の省関係の費用には殆んどなく、厚生省関係にだけあるというのには、非常な政府施策全般に互つて厚生行政、而もそれが法で定められたものをそのような法律の上で処置がなされていなくとも、これは非常に遺憾なことだと思ひます。これは一つ厚生省当局におかれまして今後このようなことのないように善処願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 あれですか、これは平衡交付金に廻ると、とかく弱面は削られてしまふというのがいつも問題になつておるのです。平衡交付金に廻して、その後の運営が正しく行かれていくか行かれていないかというのを局長は御調査になつたことがあるでしょうか。

○政府委員(安田巖君) この平衡交付金と申しますか、今度は交付税交付金になつたわけでございますが、根本的にこゝういふ制度をどうするかというまあ考へ方があるわけでございます。今までのように、地方の事は地方の財源でやるんだという考へ方で行きますならば、成るべく補助金を整理いたしまして、そして財源を調整するといふやり方のほうが本筋なわけでございます。結局そういう制度を認めておれば、今言つたような費用といふものは、やはり交付税交付金なり、或いは平衡交付金に入つて行く筋のものでございまして、ただ私どもは、従来はそういうふうに行つて来たと、今藤原先生のおつしやつたような点がありますから、早くまあ国庫負担に乗つけて置きたいと思つて、今言つたのであります。併し制度の建前から申しますと、そういう費用といふのは当然平衡交付金に行くじやないかと言われまふとその通りであります。そういうまあアレナマがあつたわけでありま

す。実際にうまう行くかどうかという御質問でございますが、私もいろいろ

る監査の費用等もございまして、實際監査いたしました、著しく不都合な点がございまして、速に不都合な地方に對しまして通牒その他の方法によりまして反省を求めるようにいたしてあります。

○藤原道子君 問題は法律で国が負担するとなつておるのですから、是非そういう方向に、湯山さんに續くようですけれども、そういうふうに行つて頂きたい。これはちよつとまだ正式に質しておりませんので、どうかと思ひます。その費用などは省議まで乗つたんだけれども、省議で否決になつたというやうなこともちよつと聞いています。ですからこれはこの法の通りにやろうとしたのがどういふところで平衡交付金に廻される結果になつたかという経緯をちよつと御説明を願ひたい。

○政府委員(安田巖君) これは先ほど申しました私の答弁で、結局平衡交付金制度といふものを認める以上は成るべく、そういうふうな国庫補助といふやうなものを切替へて行くといふ考へ方にならざるを得ないわけでありまして、平衡交付金制度について、批判もあ

りますから、これを根本的に國として変えるといふ見解になりますから、今申したやうな費用のうちどれとどれをどうするかといふやうなことを具体的に論議されるのであります。けれども、現在のところでは、そういう議論をされまふと、どうも私も、どうも私は、工合が悪い。まあただひたすら実情がこうだといふやうなことで、成るべく国庫負担のほうがいいからといふやうなこと以外には理窟がないわけであり

まして、それ以上に別に深い理由があるわけじやございません。

○藤原道子君 児童福祉法もやはりそういうふうになつてゐるのですか。

○政府委員(安田巖君) 児童福祉法のほうも、今ちよつと聞いて見ますと、同様に法律を改正して交付税交付金のほうへ落したやうに聞いております。

○委員(上條愛一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○中山壽彦君 討論を省略して、直ちに御採決を願ひます。

○委員(上條愛一君) 只今の中山委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

された方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

藤原 道子

西岡 ハル

廣瀬 久忠

湯山 勇

有馬 英二

中山 壽彦

横山 フク

竹中 勝男

堂森 秀夫

○委員(上條愛一君) 署名漏れはございませぬか。署名漏れはないと認め

ます。

なお、本会議における委員長の日頭報告については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。法案の御説明を願ひます。

○政府委員(久下勝次君) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その内容の御説明を申し上げます。今回の改正は極めて簡単なものでございまして、同法第十四条中に「三箇月」とあるものを「六箇月」に改めるといふのが改正の本体でござい

ます。昨年本法を御審議頂きました際にも、当委員会におきまして日雇労働者健康保険法の給付の内容につきま

してその改善を御要望される御趣旨が非常に強くあつたのでございまして、この点は当時から私も、そして将来の改善を企図いたしておりました次第でござい

ます。昭和二十九年年度の予算の折衝に当りましては、そういう点を考

まして、相当大幅に内容の改善を計画いたしましたのでございませうけれども、御案内のような緊縮財政の方針等もございまして、結果におきまして二億一千五百万円という療養の給付費一割に相当します額が二十九年度の予算として承認をされまして、現在国会におきまして御審議を頂いておられますような次第でございませう。療養の給付費一割相当額を国で負担することにいたしますと、被保険者並びに事業主の保険料の現行のまゝ据置きまして、給付の内容におきまして現在療養の給付を三カ月で打切る法律になつておりますのを、その倍の六カ月に延長することとができるわけでございます。さうな計算も出て参りましたので、予算の承認と相待ちまして「六箇月」にいたします法律案を提案をいたしました次第でございます。勿論私どもとしては、この改正を以て満足しておるものではございません。将来更に健康保険並みの給付になりますように、このことも努力を重ねる所存でございます。健康保険法の給付と比較いたしますと大きく違つておりますのは、御案内のように日雇労働者健康保険法におきましては、病気で休まれた場合の傷病手当金が全然ございません。それから分娩の給付或いは哺育手当金、葬祭料等の給付がございません。又給付の期間に依然としてまだ大幅な違いがございませう。これら各点につきまして今後の改善を企図いたしたいのであります。その第一歩といたしましてこの程度のことを希望いたしますと考へておるものでございます。

附則に厚生保険特別会計法の一部を改正するもの、或いは厚生省設置法の一部を改正するものが附加されておりますが、いずれも実はもとより早くこれは改正をいたすべきものでございませうが、大変申訳ないことでございませうが、従来手落ちになつておりましたのでございませう。この改正の機会に改めまして頂きたいというものでございませう。附則の第二項の厚生保険特別会計法の改正につきましては、これは当初は積立金が相当残ることも余り予想しておらなかつたのでございませうが、いろいろ紆余曲折を経まして、実際に法律の成立が遅れまして、昭和二十八年年度におきましては一月の十五日から保険料を徴収いたしまして三月の初めから保険の給付が始まるというやうなことで、その間二カ月に近い期間の保険料が積立金として余つて参ります。それを二十九年度の予算に繰入れて歳出に充てることができるといふやうに、差当りこの規定によつてできるわけでございます。この点は将来ともそういう場合が起り得ることを予想いたしまして、この際厚生保険特別会計法を改正しておきたいというものであります。

それから厚生省設置法の改正は、先ほど申した文字通り当初の改正の際に改むべき点でございませうが、落ちておりましたので、日雇労働者健康保険事業というのを社会保険審議会の担当事項の中に附加したいという趣旨でございます。以上法律案の改正の内容の御説明をいたしたわけでございませう。
○委員長(上條愛一君) 御質疑を願います。

○有馬英二君 給付期間を六カ月に延長するといふことは少しも異議はない。私も賛成するものであります。實際においてこの運用がどういふことを行くかどうかといふことを私憂するのです。が、例えば北海道で言えば、漁業期になるといふと日雇労働者を東北地方から非常にたくさん雇つて来る。これは大抵二カ月若しくは三カ月くらいの期限で雇つておられるのでございませう。運用上は、
○政府委員(久下勝次君) お話のやうに、この法律がもとより日々雇われる者、或いは今お話のやうな季節的、臨時的な雇用関係にありまます人たちの対象にいたしたくないために、自然職場は一一定をいたしませんので、或いは期間的に話のやうに制限を受けまますというところで、運用上は若干の問題は予想はされるのであります。そこで、すでに御案内のやうに、被保険者には被保険者手帳を持たしておきまして、毎日々々働きました都度保険料として納付すべきものを印紙で事業主に貼付させまして、それを消印を押さえるといふことで保険料を納めさせることにいたしておるのでございませう。そこで、法律に規定がございませうに、前二カ月間に二十八枚以上の印紙が貼つてあるに、三カ月目にはどこにおたりましても療養の給付が受けられるといふ建前にいたしておるわけでございます。二カ月、三カ月の人でありましても、この二カ月間に所定の要件を満たしておきますれば、又郷里に帰りましてもその土地で療養の給付が受けられる、こゝういふことになるわけでございます。そのために、先ず保険官署

におきましてそうした二十八枚の印紙が貼つてあるかどうかという事実を手帳によつて確かめて、病気になるに当たっては受給資格証明書というのを発行させることにいたしております。これはひとり保険官署のみでなく、全国の町村役場、現在の予算、二十九年度予算では一割に過ぎませんが、とにかく全国市町村のうち一割にその必要があると思はれます町村を選びまして、町村役場に参りますれば、被保険者手帳を出して受給資格証明書をもらへるというやうな運用も考へておるわけでございます。町村の数が一割に過ぎませんので、その点は必ずしも被保険者全部に便宜であるとはまだ考へておりませんが予算の折衝のいろいろな関係上その程度になつておりますが、そういうことで所在の土地におきまして手帳を呈示することによつて受給できるやうな仕組みを考へておりますので、若干の不便はございませうし、又多少のトラブルもないとは申せません。健康保険の場合とは大分その点が違ふと思ひますが、できるだけその辺を實際に即しまして改善をして参る所存でございます。

○有馬英二君 それから期間中に病気になるやうな、帰つてしまつてから病気になる。而もその発病した原因がだんだんいろいろ研究して見るといふと、労働、つまり日雇労働者として雇われておつた間に原因があるのだといふやうな場合にはどういふやうになるのですか。

○政府委員(久下勝次君) 只今のお尋ねの問題は私も実はつまびらかにいたしておきませんが、労災保険或いは労働基準法の労災関係と関連があると考へられますが、そのほうの分ですと、よく又検討してお答へすることにいたします。この日雇労働者健康保険法に關する限りは病気の発生が従事中でありましようとも、その後の発生でございませう。前二カ月間に二十八枚の印紙を貼る、つまり保険料を納付しておきますれば、保険の給付は受けるわけでございます。従いまして御引例の三カ月北海道に出張をしまして、その間所定の条件を満たしておりましたれば、そのあと、その後発生した病気が原因の如何を問わないで、その後発生した病気がありまして、前二カ月間に二十八日という条件を満たしておる限りは療養の給付が受けるわけでございます。

○藤原道子君 その今の有馬さんの関連質問ですが、これは責任を果しておけばその後病気になるたときにでも治療が受けられるといふのであります。それは期間は無制限でございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 期間は無制限ではございませう。つまり前二カ月間に二十八日といふことがございませうから、従いまして具体的に御本人が、今有馬先生の御引例の場合、三カ月北海道に出張をいたしまして、そうして四カ月目には郷里に歸つておられます。この場合が考へられます。最後の二カ月間に二カ月働いて二十八枚の印紙が貼付してある手帳を持つておきますれば、歸つて二カ月間は受けられる。それから三カ月働いておるうちのあとの二カ月の間に合せて二十八枚以上五十六枚未滿であるといひますと、歸つてから一カ月だけでございませう。一カ月後に発生した病気について受けられるといふことでございませう。

ます。そういうふうに前二カ月間に二十八日という条件で縛られます関係上、先ず二カ月以後に病気が発しましたもこれは受けれない。

○藤原道子君　これを今度逢用を六カ月に延ばしたということは私大変結構だと思ふのですが、傷病給付がついていなければこれは意味のないじやないかと思ふのですけれども、その点
は……。

○政府委員(久下勝次君) 確かに健康保険の建前から申しますと、傷病手当金をつづけますことが望ましいのであります。私どものことを念願をしておりますのであります。実は傷病手当金を給付することになったと、保険料の大幅な引上げか或いは国庫負担の大幅な増額か、この二つ以外に途がないわけでございます。私どもの判断

では保険料の引上げということは、今日の日雇労働者の実情から申しますと先ず不可能に近いほど無理じやないかかと思つております。そこで予算の事前折衝の際には当然そういうことも考慮いたしまして、療養の給付期間中、なとえ短くても、三カ月でも四カ月でも傷病手当金が出せるようにしたいという念願を持つて折衝いたしておつたのでございしますが最終の段階におきまして、先ほど申上げましたような事情もございまして、その点を入れまするかどうかにしても国庫負担が三割相当額、或いは三分の一相当額ぐらゐに引上げませんと傷病手当金を出すわけには参りません。そういうことが遺憾ながらあります。結果に落ちつきましたわけであります。私どもはとにかく、併しそれでも一步を進めるといふ意味合におきまして、やらないよりはいい少くとも

相当ガラスであるというような考え方で御提案を申上げた次第でございます。○藤原道子君 私は傷病給付がなければ日雇労働者が一生懸命働いても僅かに全国平均すれば五千七百円ぐらいなんです。それでもなおつて生活保護法を受けないで自分の力で立上つて生計を立てようと努力しておるのです。ここへ人が若し病気になつたときに、傷病給付がなければそれがすぐ生活保護の適用者になるのです。ということになれば三割飯に国庫負担といつても私はそのほうがいいと思う。国家の経済というか、予算の建前から行けばなしの三割乃至四割国庫負担にしても傷病給付をしたほうが私はプラスだと思ふ。こういうふうに考えるのですけれども、局長はどうお考えでございますか。

○政府委員(久下勝次君) 恐らくお金の点は、こちらのほうで傷病手当金を支給することによつて生活保護費がその分だけ節約される意味もあるのでもう御趣旨だと思いますが、私どもも実はその点につきまして的確な計算がまだどうしてもできないのでございます。これは結局は今後の実績を見る以外にはないのじゃないか。私どもがいろ／＼資料を検討いたしましたところにおきましては、こちらで傷病手当金を出すということによつて生活保護費がどれだけ節約になるかという点につきましては、そう大幅なものでないというふうに考えられる。言い換えれば先ほど申し上げましたように、結局は傷病手当金をこの上出すということになれば、その上国庫負担が出る。その国庫負担が丁度生活保護費の振替えで済む限度ではないというふうな結論に見通と

ではなつておりますので、單純にそれだけの問題だとは思いません。勿論にちやうど傷病手当金を出すということによつて生活保護費が節減になるということとはあり得ると思ひますし、又只今のお話の中にもございまして、又只今、自主的な考へ方で相互扶助の精神に、自主的な考へ方で相互扶助の精神からこういふ制度で立上らうという制度を作るほうが国民の全般のためにもいいと私も考へておりますので、そういう経済的な計算上の問題は別といたしまして、私も私としてはこの点考へなければならぬと思つております。差当りの問題といたしましてまだそこまでの結論に到達いたしておりませんといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○藤原道子君　私も自立してやつて行こうとする人たちの氣持を生かす上に

おいて当然やるべきである」と又一面から考えますれば、生活保護法の面をおいてもこうじやないかということをお上げたのでございますが、私もう少しこれは日雇労働者の立場を政府は検討すべきだと思ふ。それと併せてこの日雇労働者の中には婦人が約半数ぐらいあるように私は記憶いたしますが、それはどうお考えでしようか。而も今度の日雇労働者の健康保険には助産であるとかというようなのは一切含まれていないのですね。これは一体どういうわけなんでしょうか。

○政府委員(久下勝次君)　ちよつと今資料が見当りませんので、男女別の被保険者の区分が明確になっておりますんが、女子が相当にありますことは私どもも認めております。ただ今御引例の助産の費用の給付とか、或いは哺育手当金の給付とかいう問題につきまし

直に申しまして、給付の内容を羅列したほうがちよつと見場はいいのではないかと思います。併し実質的にもともが健康保険でありますので、やはり療養の給付の面に重きを置いて、その不十分な面を第一義的に改善して行くのがいいのではないか、これが両方できれば勿論それに越したことはないのですが、予算の折衝の結果が一割相当額の国庫負担に落ちつきました關係上、これをどちらに割振りするかということで検討をいたしました。が、今申しましたような理由で、療養の給付を先ず第一義的によくして行くという線で、もう少し余裕が出て参ればお話のよくな線まで及ぼすべきだといふふうに考えております。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめて
下り。

「速記中止」

○委員長（上條愛一君） 速記を始めて下さい。

本日本案の審議はこの程度にいたしまして、余は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君） 次に清掃法案を議題といたします。

衆議院の修正の要点について衆議院議員の安井大吉君から御説明をお願いいたします。

○衆議院議員（安井大吉君） 只今委員長からお話のありました清掃法案について、衆議院が原案に対しまして多少の修正を加えました点だけについて簡明に御説明申し上げます。

第三項に、「雨は、市町村」と、こうあります中へ、「汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、」と入れました。これは従来の処理が極めて原始的であり、折角の資源でもあるから、もう少し本省としては、府県市町村を指導するに科学的な処理を絶えず研究して欲しい、こういう希望の下に「科学技術の向上を図るとともに、」と入れて市町村、国、府県のそれぞれの担当の責務を明らかにいたしましたわけであります。三条、四条、五条、六条は原案の通りであります。第七条を挿入いたしましたのは、一般に汚物に対する市町村長の普遍的な義務、やらなければならぬ義務を負わしたのであります。或いは特殊の会社がある、或いは又観光の施設をなしておるとこ

ろの場合に、一軒のところで多量の汚物を出す、これを特殊の会社が特別な清掃区域において多量に出すものは、これは多量に出すものに責任を負わして、一定の指定する場所に運搬、処分するというようなことを命じなければ不公平である、こういう意味からこの一条を入れました市町村長は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を業務上出す、生活上の問題ではないという特殊なものを縛つたわけであります。

第八条、九条、十条、十一条、十二条へ参りまして、第二号に「下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に」次の、「ふん尿」の上へ、「ごみ又は」と入れたのであります。これは例えば一つの清掃地域を指定したそ

の上流で何を流されてもいいと、却つてそのごみが清掃地域に入つて来て、それが災害の因となり、非常に困る場合があるから、ふん尿だけでなく、ごみもやはり或る程度規制して行かなきゃいかんという意味を以ちまして、「ごみ又は」と入れたのであります。「但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。」と、ここに除外したのであります。

それから、その前に十一條の第一号に「海岸から百メートル」というのを、余りにこれでは近いというので、もう百メートル殖やして、二百メートルに修正して、「百メートル」を「二百メートル」にいたしました。

それからその前に、大変失礼であります、その前に戻りまして、条文からいうと、十條の二項に「季節的清掃地域については、第五條、第七條及び」と「第七條」が入りましたから、それへ「七條」を加え、その規定を準用する、こういうふうにいたしましたのであります。

それから第十一條が第十二條になりました、ここにいたしましたのは「特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、農業を営む者が汲取りをやつていゝ」ところがこの規定によつて肥料になすことが非常に困難な場合がある。そこでその百姓を救済する意味におきまして、市町村の使用する……、例えば夏は一月、冬は三月といふように殺菌の期間といふか、或る期間を置くといふものに対して肥料を使用することができるよう、「必要な施設を設けその他適当な措置を講ずるようにつとめなければならない。」、こ

れは農家の汲取りを保護する意味における一つの規定を挿入したのであります。それを二項といたしましたのであります。それから十三條、十四條、何にもありません。

十五條へ参りまして、「汚物の収集……、後段に参りまして、「汚物の収集」とありますが、これは汚物の収集は一体運搬、処分を含むか、これはどうも疑問があるのであります。収集、運搬又は処分」の文字を入れて明らかにいたしましたのであります。

それから第三項へ行きまして、「第一項の許可を受けた者は、」を「汚物の収集につき」、「当該市町村が第二項」と、「第十七條」が「第二十條」に變つて参ります。「条例で定める収集に関する手数料」と、こう入れました。で「収集に関する」と入れました。

それから第四項へ参りますと、「汚物の収集、運搬又は処分」と書き分けでありましたが、第一項を直しましたから、従つて「第一項の許可を受けた者は」と、これを変えていいと思ひまして、「第一項の許可を受けた者は」云々といふようにいたしました。第六項を削除いたしました。

それから十五條が十六條になりました、その次に十七條へ参りまして、前の原案の十六條であります、十七條にして、「第十三條」といふのが「第十四條」になるわけでありまして、そこに「(国庫補助)」といふ見出しで、その前に「環境衛生指導員」とあります、が、「(国庫補助)」として、従来御承知のように補助がない。僅かに本年四千五百万円、去年は五千万円、それも科目といふものをほかの科目に入れ

て、そうしてやつたけれども、広い清掃の仕事に四千万、五千万の金じやもう何にもならない。非常にこの規定はすべてに罰則を設けて、命令して、市町村長に強い義務を負わしておるにもかかわらず、大抵金のことに付いてはよそを向いておるというのでは、折角の行政が上らん、こういう意味を以ちまして、第十八條を挿入しました。国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、左に掲げる費用の一部を補助することができる。一、ごみ又はふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用。二、災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行うために要する費用、この二つの一、二項の該當に對しては、国は補助をする。なおこのときの希望としましては、明年以降清掃補助という科目を一つ設けて、下水道の中へ粉れ込んでゐるような補助では困る、明らかに堂々とこの補助を一つ計上して欲しいといふ強い希望がありました、これはここにはそういう意味において国庫補助を入れる。

その次に「(特別な助成)」といふ見出しでありまして、「(国庫補助)」と相對して、「(特別な助成)」として、「第十九條 国は、市町村に對し、し尿消化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。」これもすでに皆様御承知の通りであります、なか／＼借金を許してくれない。目の上の仕事についてはやるが、地下の行政に對する厚生事業は極めて従来閉鎖されておつた。而もこれに對する補助もなかつた。いわんやこれに對する起債のごときは極めて寥々たるものである。例えば東京都のごときも、十三億の今化学処理場を作つてゐるが、借金を許したのは一億だけだ。こういうわけで、財政の伴わないこういう助長行政は駄目だ、それで一つどうしてもこれは資金の融通をする、斡旋をするということに力を入れてもらいたい、こういうので、この国庫補助と特別な助成の規定を挿入いたしましたのであります。

第二十一條、十八條が二十一條になりました、第二十條が「第十五條」に、その次に又は同條第五項若しくは第六項の「若しくは第六項」を削りまして、「第五項の規定による禁止処分」以下原案通りであります。

第二十二條は、十九條を二十二條とし、「第十三條第三項」と改める。次に第二十三條を挿入いたしました。「第七條(第十條第二項の規定により準用される場合を含む。又は第八條の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。これは前の規定を入れたために、同じような意味の罰金規定を設けたのであります。

第二十四條、第二十一條が二十五條、その下に「第十三條」とあるのを「第十四條」又第二十二條は第二十六條になります。

その次に、そのまづつたところには、「人の業務に關し、第二十一條から前条までの違反行為をしたときは、」とこういふように、「第二十一條から前条まで」と挿入いたしました、前の条文と均衡を得たのであります。

それから附則へ参りまして、三項の前に「汚物収集業者に關する経過規定」と規定してありますが、その見出し

を「収集」を「取扱」と変えました。三項へ参りまして、「特別清掃地域内において汚物の収集」へ「運搬又は処分」といふ文字を入れて、前と一緒に取扱うように「運搬又は処分」を挿入しました。それから「第十四條」が「第十五條」になります。

それから六項へ参りまして、「第十四條」が「第十五條」になるのであります。

それから十二項へ参りまして、十二項の一番次の項であります第十條の二第六号中「下水道」を「下水道云々とありますその下に行きまして、「第二條」とありますが、(同法第十四條の規定により準用される場合を含む。と括弧して入れましたのであります。大体以上でございます。

○委員長(上條愛一君) 御質疑がありましたら……。

○湯山勇君 又別にこういうふうな提案者が来て質疑にお答えになるような機会が作つて頂けるのでございましょうか。本日は御説明になるのでしうか。

○藤原道子君 次回にお願いしたいと思います。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○速記中止

○委員長(上條愛一君) それでは速記を始めて下さい。

本日の本案の審議はこの程度にいたしました、次回に衆議院の修正案について御質疑を願うことにいたしました存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 異議ないと認めます。

○藤原道子君 大臣がお見えになる前にちよつと医務局長に緊急質問として頂きたいのですが、お許しを願います。

○委員長(上條愛一君) よろしくございませうか、藤原委員の御発言……

「よろしくございませう」と呼ぶ者あり」

○藤原道子君 ちよつと簡単に伺いたいのでございますが、最近国立療養所下志津病院で何か事件が起つてい

○政府委員(曾田長宗君) 私も只今突然の御質問でございませうので、記憶して

お話がございましたように、下志津病院におきましては、一つは職員が代りまして、そうしてその代りの、交替の職員が入つて参りましたのに、その手続をしないので、前の職員の名前で俸給を支給しておつた。そうしてそれをこのあとの職員のはうに廻しておつたというところが一つでございます。この問題はよく調べて見ますと、前の職員が完全にやはりやめたのではなくて、十分に慣れない職員があつて来ているというふうなことで、一週間のうちに一日とか、或いはそのほかに随時来て診ておるといふふうなことで、職員の定員といたしましては一人しかございませんですが、あとの者が慣れるまで、まあいわば重複して職員が働いておつたというふうな事情で、古い職員のほうに給与がよいというふうなところ

で、そういうふうな責任のはつきりしていないようなことでは困るというところがわかりましたので、医務出張所のほうから注意を与えまして、そうして前の職員にははつきりと退いてもらつて、そうしてあとの職員に切替えて廻す。これはたしか昨年夏でございませうか、初夏の頃から九月か十月頃までそういう状況があつた。一応十月の末頃と思ひますが、そのときにははつきりと整理をして、前の職員にははつきりやめてもらつて、あとの職員に完全に切替えた、こういう問題が一つございませう。

それからもう一つは、歯科医であつたと思ひますが、たしか千葉陸軍大だつたと思ひますが、場所柄に

て、そういうふうな責任のはつきりしないのだというふうなことを申したい。そういうふうなことはけしからん。そうしてちやんと手続をとるか、そうでなければ、もうすぐやめてもらおうというふうなことで、そこにまあどういふいきさつがありましたか、結局この歯科医師にはやめてもらつたというところで、これもさつと、そういうふうなもんちやんが半年ぐらいたしか続いたというふうな記憶いたしてお

て見ると、金がないから免許申請がでないのだというふうなことを申したい。そういうふうなことはけしからん。そうしてちやんと手続をとるか、そうでなければ、もうすぐやめてもらおうというふうなことで、そこにまあどういふいきさつがありましたか、結局この歯科医師にはやめてもらつたというところで、これもさつと、そういうふうなもんちやんが半年ぐらいたしか続いたというふうな記憶いたしてお

それからもう一つの問題は、職員の学会出張の旅費を年度末に支給した。ところがその出張は事実いたしませんでした、そうして昨年でございませうが、昨

人間の出張費にそれを使つたというところが、これは違法じゃないかというふうなことが職員の中に問題になつたという事件がございませう。これにつきましては病院のほうによく事情を聞いて見ましたところが、年度末の学費に出張させるように考へたのだが、本人はそのときの春の学費でなしに、むしろ秋の学費に参りたいというふうなことを言つておつたが、秋では又ほかの人たちも出張に行かなければならぬというふうなことで、年度末の出張の旅費に多少の余裕があつたので、そのときに本人に支給して秋の学費に行つてもらふようにというふうに考へたのだと、勿論これはそれにいたしまして必要なきに行かずに、出張の必要の

ない場合に支給したということは、明らかに間違ひであるというふうに、不審な処置であるというふうに考へるのではありませんが、そのときにはさうなことを考へておつたのだ。ところがその医師が秋になりまして近くやめたという辞意を漏らした。そういうふうなところから、もうやめることではあるし、出張は強いてしなくてもいいじゃないか、それはよろしい、それでその代りに出張に行きたいという希望者があつたからその者にこの出張費を廻してくれ、本人もいや別に無理に自分も行きたいとは思つていないというふうなことで、他の者の出張費に充てたというので実情でございませう。確かに処置といたしましては不審だと思ひますが考へるのではありませんが、事情は今申し上げたやうなことで、ほかの者の名義を使つて、そして他人の出張費を出したというふうなやうなやうな形になつてい

るのではありませんが、それ以上に深い仔細があつたわけではないというふうなことで、以後そういうことのないやうにということを出張所からも申渡しておきました。又私どものほうでもその後その事実を知つて、院長にも出頭してもらいました。そしてさうなことが今後起らないやうにということ

が今後起らないやうにということと厳重に訓戒いたした次第であります。大體かやうな問題が下志津の病院に最近起りまして、職員の間でも病院のいろいろ管理が乱れておる、経理が乱れておるといふやうなことを申して私どもの耳にも入つて調査いたしました結果でございませう。

新聞で見た。聞くところによりますと、最近佐倉警察で二十四名ばかりの人が取調べを受けたというやうなことが新聞に載つていたのです。これは私は體かでないと思ひます。局長は今けしからんことではあるけれども、今後そういうことがないやうにと言つて指示したというお言葉でございませうが、それでいいでしょうか。今までもそういうことが許されたのでしようか。結局前任者が退官をして、それであつた代りの医者が入つて来た。併しその医者が未熟であるから、前任者のほうが腕がいいから退官した人がと

○政府委員(曾田長宗君) 今まで申上げましたようなことは、いずれもそのまますしおくべきものでないといふふうに考へまして、その事実を知りましたときには、直ちに是正するよう措置を講じました。

○藤原道子君 結局どういふときの責任は、一休誰が負うことになるのですか。

○政府委員(曾田長宗君) 直接には院長が責任を負うわけでありましたが、その任等につきまして、医務出張所まで参つておられますれば主張所長の責任ということになり、それをすべて監督しておられますという見地から参りますれば私自身にも責任があると思つております。

○藤原道子君 その医者の任等については、一応退官して、退職といふのですか、その後に入るわけでしょうか。いつでもそれは明確になつていなければならぬはずでございしますが、さういふ事柄はさういふやり方が從來も許されていたのかどうか。

○政府委員(曾田長宗君) 私といたしましては、さういふことはいいはずだといふふうに考へておりましたので、その事実を知りましたから非常に驚愕いたしました次第でございします。

○藤原道子君 それから又、この今一番問題になつてゐるもの一つに、學術會議の出張の問題でございしますが、これなどもそんなにルーズにやられてゐるとすれば、これは大きな問題だと思ふ。秋にはほかの人が出張するか、春に出張費をまあ決定しておいた、ところが秋になつたけれども出張しない、なおその人がやめるから、それなら又ほかの人を出すというよう

なこともあり得ないことだと思ひますが、さういふことを決定するのは院長が御決定になるのでございまして、さういふふうには伸縮自在ですべてがやられるのかどうか。

○政府委員(曾田長宗君) 只今挙げられましたような事例に見られるような、余りにも伸縮自在というふうな処置は妥当ではないといふふうに考へてゐるのであります。例へば前の者が出張に行かずにほかの者が参るといふことであれば、一応返納して、新たに新しい者が出張命令を受けるということが妥当なる措置だと考へております。

○藤原道子君 私は、今日は新聞の記事で、大休養を抜いて来たばかりで、よくわからぬのです。だからあなたから真相の御説明を願つた。私が知り得たところでは六項目の不当支出を提出して、これを地検に提訴したといふことを聞いております。その六項目とはどういふものであるかといふことを私は伺いたい。それから二十四名のものが佐倉警察で取調べを受けたといふ記事が出てゐるのでございしますから、この二十四名のものが取調べを受けたといふことについての具体的な事実を私は伺ひなければ結論が出ないのでございします。従ひまして、私は今日は時間もございしませんので、とにかく具体的な経過を一つ書類にして皆様にもお配りを願ひたい。なぜこのことを私は特に取上げたかといふと、この前表面的な事件にはならなかつたけれども、沼津の国立病院でも大きな問題が起つてゐるのです。幸いに解決はいたしましたが、どうも最近面面相觑する問題が随所に起つてゐるといふことは各

職員が弛緩してゐるのじやないか、さういふふうに考へる。で監督等においても果して適正であるかどうかといふような点につきましても私たちがはつと事実を知らなければならぬと思ひます。従ひまして一つこの具体的な経過を、今日どうなつておるかといふことを私は先ず皆様に知つて頂いて、さうして本当に国民の大切な生命を預つてゐる、国立でございしますから私はこのままには棄てておかれぬ、さう思ふのです。殊に免許証のない医者を雇つてこれが発覚してもなお六カ月もそのままにしておいたなどといふことは私は国民の名においてこのままには済ませるわけには行かないのでございします。さういふ点についてものと詳しく一つお調べになつて、さうしてこの厚生委員会へお示しを願ひたいといふことを強く要望いたします。私は沼津の事件等から推して、もつと眞剣にならなければならぬ医療の面にすらさういふことがあるかと思ひますと、非常に残念なのです。厚生委員としても恥かしいと思ひます。従ひまして以上の資料を要求いたしました今日の問題はこの程度にいたしたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) それでは曾田局長より今藤原委員の要望する事項を御調査の上なお次回に御質疑を願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 なお私附加えたいと思ひますことは、どうも病院内が民主化されてゐないんじやないですかね。やはり院長なら院長の独断で事が運ばれてゐるという感じがさういふ問題を起してゐると思ふ。さういふ不正を取上げますと、いつかの沼津の病院のよ

うに、すぐ取上げた人を赤だ、赤の策動だといふようなことで糊塗しようといふ非常に悪い風潮がこの頃各所に起つてゐると思ひますので、この院内の院長そのものの運営状況等についてもお調べを願つて具体的な御報告を願ひたいと、これも併せてお願いいたします。

○政府委員(曾田長宗君) 承知いたしました。

○委員長(上條愛一君) それじや次にお諮りをいたします。今回のソ連引揚者を参考人として出頭を求め、実情を聴取すると共に、残留者の引揚対策上の参考を資したいと存じます。その日時、人選等は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。次に狂犬病予防法の一部を改正する法律案に対する審査上の参考を資するため参考人の出頭を求めることとし、日時、人選等は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。よつて只今の二件とも参考人を呼ぶことに決定いたしました。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(上條愛一君) それでは速記を始めます。本日これにて散会いたします。午後零時十二分散会

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第一号中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改める。
第六條中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。
第七條の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款及び第五款を除く。以下本条において同じ。)」に定める程度の不具廃疾」に改め、同項に次の但書を加え、同条第二項中「不具廃疾の程度」を「不具廃疾の程度及び状態」に、同項及び同条第三項中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

但し、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給する。

第八條の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条の表中「第六項 二四、〇〇〇円」

七

を		に改	
第六項症	二四、〇〇〇円	第一項症	一九、〇〇〇円
第二項症	一四、〇〇〇円	第二項症	一四、〇〇〇円
第三項症	一二、〇〇〇円	第三項症	一二、〇〇〇円

め、同条に次の一項を加える。
2 障害一時金の額は、左の表の通りとする。

不具廢疾の程度	金 額
第一款症	八五、〇〇〇円
第二款症	六八、〇〇〇円
第三款症	五九、五〇〇円

第九條第二項中「第七條第一項に規定する程度であるものには」を、第七條第一項に規定する程度であり、且つ、同項但書の規定に該当しないものには」に改める。

第十一條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第十二條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に、「旧恩給法の特例に関する件」を「この法律、旧恩給法の特例に関する件」に改める。

第十四條第一項第三号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項但書の規定に該当するに至つたもの」に改める。

第十六條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第二十三條第一項第二号中「その支給事由」を「当該障害年金又は増加恩給の支給事由」に、「第七條第一項」を「恩給法別表第一号表ノ二」に改める。

第三十四條第一項を次のように改める。

昭和十二年七月七日以後における在職期間（軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間）内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十四條第五項中「第二項及び第四項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は准軍人の昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。）に關連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。但し、その者が、在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七條に規定するもの）の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身

分を有していた期間を含む。）内又はその経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第三十七條第一項中「第三十四條第二項から第四項まで」を「第三十四條第三項から第五項まで」に改める。

第三十八條第一号中「公務上」を削る。

第三十八條の二中「第三十四條第二項又は第三項」を「第三十四條第三項又は第四項」に改める。

第四十條第一項、第四十五條から第四十七條まで及び第四十八條第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第四十九條の見出し中「年金及び國債元利金」を「年金、國債元利金等」に、同条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四條及び第三十八條の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に關しては、第七條の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3 恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廢疾の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七條中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十

十九年四月一日」と、同法第十一條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4 昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の一及び三分の二を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5 この法律による第三十四條の規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七條に規定する國債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。